

千葉県報

号外
令和6年3月29日

主要目次

- 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
- 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 千葉県畜産振興事業補助金交付要綱を廃止する告示

規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十五号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第六条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

別記第三号様式及び第四号様式中「~~海16~~海16」を「~~海21~~海21」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十六号

千葉県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県漁港管理条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第一号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第三号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第四号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第五号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第六号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第八号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第九号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とす

る。

別記第十号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とす

る。

別記第十一号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第十二号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第十三号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第十四号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第十五号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

別記第十六号様式中「~~海16~~」を削り、同様式の注を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県漁港管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十七号

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和四十七年千葉県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく許可等に関する規則

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第一号様式中「~~海16~~海16」を「~~海21~~海21」に、「~~海16~~」を「~~海21~~」に改める。

| | |
|--|--|
| <p>入(使用)許可申請書」を「土地(水面)の立入(使用)許可申請書」に、「水面の立入り」を「土地の立入り」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備に関する法律」に、「水面の立入りの使用」を「水面の使用」に改める。</p> <p>別記第二号様式中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第三号様式中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第四号様式中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第五号様式中「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第六号様式中「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第七号様式中「第二条第七号」を「第二条第一項第七号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第八号様式中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第九号様式中「第二条第九号」を「第二条第一項第九号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>別記第十号様式から第十三号様式までの規定中「漁港漁場整備法の規定に基づいて許可等に関する規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づいて許可等に関する規則」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> | <p>千葉県告示第二百七十一号 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示</p> <p>千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱(昭和三十二年千葉県告示第五百三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第六号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>千葉県畜産振興事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。</p> <p>令和六年三月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>千葉県告示第二百七十二号 千葉県畜産振興事業補助金交付要綱を廃止する告示</p> <p>千葉県畜産振興事業補助金交付要綱(昭和三十三年千葉県告示第五十二号)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 廃止前の千葉県畜産振興事業補助金交付要綱第二条第一項に規定する畜産振興事業に係る補助金であって、この告示の施行の日前に千葉県補助金等交付規則(昭和三十三年千葉県規則第五十三号)第四条の規定による交付の決定を受けたものについては、なお従前の例による。</p> |
| <p>千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>令和六年三月二十九日</p> <p>購読料 本号 一部 六円</p> | <p>発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県</p> <p>購読申込先 〇四三(二二三)二六五八</p> |
| <p>告 示</p> | |